

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	
規 則	ページ
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	1
◎高知県税規則の一部を改正する規則	2
◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	4
告 示	
○令和6年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	4
○遊漁規則の一部変更の認可（漁業管理課）	5
○道路の区域変更（道 路 課）	10
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	10
公 告	
○建設業法による処分（土木政策課）	10
高知県人事委員会規則	
◎高知県人事委員会の会議に関する規則の一部を改正する規則	10
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	10

規 則

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年12月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第93号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。
第254条第22号中「宿毛市宿毛5342番7」を「宿毛市希望ヶ丘2番地」に改める。
第301条第2項の表中

「	
専門普及指導員	農作物の特定品目に関する高度の技術及び知識の普及並びに指導等に従事する。
」	
を	
「	
普及指導員	農業に関する技術及び知識の普及並びに指導等に従事する。
林業普及指導員	林業に関する技術及び知識の普及並びに指導等に従事する。
」	

に改める。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

高知県知事 瀧田 省司

高知県規則第94号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号エ中「から別記第6号様式の8まで及び」を「及び別記第6号様式の8並びに」に改める。

第78条中「別記第124号様式又は」を削る。

別記第6号様式の6及び別記第6号様式の7を次のように改める。

第6号様式の6及び第6号様式の7 削除

別記第9号様式及び別記第9号様式の2中「㊟」を削る。

別記第9号様式の3中「㊟」を削る。

別記第9号様式の4から別記第9号様式の6までの規定中「㊟」を削る。

別記第9号様式の7中「㊟」を削る。

別記第9号様式の8、別記第13号様式及び別記第13号様式の5中「㊟」を削る。

別記第15号様式の2の2中

「（審査請求及び取消訴訟に関する告示）

- 1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

- 2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

（1） 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を削る。」

別記第22号様式の3中「㊟」を削る。

別記第37号様式、別記第45号様式及び別記第49号様式中「㊟」を削る。

別記第50号様式中「㊟」を削り、「マンション敷地売却組合」を「マンション敷地売却組合、敷地分割組合」に改める。

別記第51号様式の2中「㊟」を削る。

別記第55号様式、別記第57号様式、別記第59号様式及び別記第60号様式中「㊟」を削る。

別記第61号様式及び別記第61号様式の2中「㊟」を削る。

別記第63号様式、別記第65号様式及び別記第66号様式中「㊟」を削る。

別記第67号様式中「㊟」を削る。

別記第68号様式の2中「㊟」を削り、同様式（裏面）注4中「6月以内に当該証明のための住宅の調査が終了した」を「6月以内に証明を受けた」に改める。

別記第69号様式及び別記第69号様式の3中「㊟」を削る。

別記第70号様式から別記第72号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第73号様式中「㊟」を削る。

別記第73号様式の2中「㊟」を削り、同様式（裏面）注1中「6月以内に当該証明のための住宅の調査が終了した」を「6月以内に証明を受けた」に改める。

別記第75号様式から別記第75号様式の7までの規定中「㊟」を削る。

別記第78号様式の2中「㊟」を削り、同様式（裏面）注1中「6月以内に当該証明のための住宅の調査が終了した」を「6月以内に証明を受けた」に改める。

別記第79号様式から別記第79号様式の3まで、別記第79号様式の7及び別記第83号様式から別記第85号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第86号様式を次のように改める。

第86号様式（第55条関係）

第	号
ゴルフ場利用税	
特 別 徴 収 義 務 者 証 票	
事務所長	

備考 材質は、木製とする。

別記第94号様式中「㊤」を削る。
別記第111号様式、別記第112号様式、別記第114号様式から別記第116号様式まで及び別記第118号様式から別記第118号様式の4までの規定中「㊤」を削る。
別記第118号様式の7中「㊤」を削る。
別記第118号様式の8、別記第118号様式の14の2、別記第118号様式の14の6、別記第118号様式の14の8、別記第118号様式の14の9、別記第119号様式の1、別記第119号様式の1の2及び別記第119号様式の6中「㊤」を削る。
別記第119号様式の8を次のように改める。

第119号様式の8（第72条の10、第73条の4関係）



備考 大きさは、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

別記第119号様式の9中「㊤」を削る。
別記第119号様式の10中「㊤」及び「㊦」を削る。
別記第119号様式の14、別記第121号様式、別記第122号様式の2及び別記第123号様式の2中「㊤」を削る。
別記第124号様式から別記第127号様式までを次のように改める。

第124号様式から第127号様式まで 削除

- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県税規則別記様式は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用するができる。

~~~~~

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年12月27日  
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第95号  
高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則  
高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。  
別表中「高知県水産試験場 高知県宿毛漁業指導所」を「高知県水産試験場」に改める。

- 附 則  
(施行期日)
- 1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の規定により納付すべき職員駐車場の利用料については、なお従前の例による。

-----  
告 示  
-----

高知県告示第743号  
自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。  
令和6年12月27日  
高知県知事 濱田 省司

1 男子及び女子（令和7年3月及び4月採用予定）

- (1) 募集期間  
随時（最終期限は、令和7年1月15日（水））
- (2) 試験種目、試験期日及び試験会場等

| 試験種目         | 試験期日                                                                             | 試験会場                                         |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 筆記試験<br>適性検査 | 令和7年1月18日<br>（土）から同月20<br>日（月）までの間<br>のいずれか1日<br>（筆記試験及び適<br>性検査は、同日内<br>とすること。） | 受験者が保有する端末からイ<br>ンターネット回線を利用する<br>方法により実施する。 |
| 口述試験<br>身体検査 | 令和7年1月26日<br>（日）                                                                 | 香南市香我美町上分3390<br>高知駐屯地                       |

- 2 問い合わせ先  
自衛隊高知地方協力本部  
電話番号088－822－6128  
ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第744号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和6年12月11日に次のとおり認可した。  
令和6年12月27日

高知県知事 濱田 省司

1 野根川漁業協同組合 内共第501号 第五種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所  
野根川漁業協同組合 安芸郡東洋町野根丙1428番地1
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第501号
- (3) 遊漁規則の変更の内容  
第4条第2項の表中「6月1日」を「5月15日」に改める。  
附則として次のように加える。  
この規則は、令和7年1月1日から施行する。
- (4) 変更後の遊漁規則の施行の日  
令和7年1月1日

2 羽根川淡水漁業協同組合 内共第503号 第五種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所  
羽根川淡水漁業協同組合 室戸市羽根町甲1560番地
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第503号
- (3) 遊漁規則の変更の内容  
第4条第1項の表中「規模」を「規模等」に、

「

|      |            |
|------|------------|
| さお釣り | 1本のみとすること。 |
|------|------------|

」

を

「

|         |                        |
|---------|------------------------|
| さお釣り    | 1本のみとすること。             |
| あゆのえさ釣り | まき餌に赤アミ及びオキアミを使用しないこと。 |

」

に改め、同条第2項の表中

「

|    |                       |           |                                                |
|----|-----------------------|-----------|------------------------------------------------|
| あゆ | 徒手採捕<br>さお漁（えさ釣りを除く。） | 羽根川本支流の区域 | 6月1日から<br>10月15日まで<br>及び12月1日<br>から同月31日<br>まで |
|    | さお漁（えさ釣りを含む。）         |           | 8月1日から<br>10月15日まで<br>及び12月1日<br>から同月31日       |

」

を「

|  |  |                      |                   |
|--|--|----------------------|-------------------|
|  |  |                      | まで                |
|  |  | 牛ヶ島頭首工から下流の羽根川本支流の区域 | 6月1日から<br>7月31日まで |

」

|    |             |           |                                                 |
|----|-------------|-----------|-------------------------------------------------|
| あゆ | 徒手採捕<br>さお漁 | 羽根川本支流の区域 | 5月15日から<br>10月15日まで<br>及び12月1日<br>から同月31日<br>まで |
|----|-------------|-----------|-------------------------------------------------|

」

に改める。

第6条第1項の表中

「

|    |                                   |        |        |
|----|-----------------------------------|--------|--------|
| あゆ | 徒手採捕<br>さお漁（えさ釣りを<br>含む。）<br>えさ釣り | 2,000円 | 5,000円 |
|----|-----------------------------------|--------|--------|

」

を「

|    |             |        |        |
|----|-------------|--------|--------|
| あゆ | 徒手採捕<br>さお漁 | 2,000円 | 5,000円 |
|----|-------------|--------|--------|

」

に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年1月1日

3 奈半利川淡水漁業協同組合 内共第504号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

奈半利川淡水漁業協同組合 安芸郡奈半利町字ナカズ後乙1419番地10

(2) 漁業権の免許番号

内共第504号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第2項の表中「6月1日」を「5月15日」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年1月1日

4 鏡川漁業協同組合 内共第512号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

鏡川漁業協同組合 高知市鏡川町字原104番地6

(2) 漁業権の免許番号

内共第512号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第2条第4項中「第6条第1項、第2項又は第3項」を「第6条第1項又は第2項」に、「同条第4項」を「同条第1項」に改める。

第3条第2項の表中

「

|    |                             |                                                       |                                                                    |
|----|-----------------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| あゆ | 友釣り<br>ぎじ釣り<br>徒手採捕<br>すくい網 | 鏡川本流の鏡多目的えん堤から下流の区域。ただし、鏡川支流吉原川の小川口合流点上流標識から上流の区域を除く。 | 6月1日から<br>10月15日まで<br>及び12月1日<br>から同月31日<br>まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。 |
|    |                             | 鏡川本流の鏡多目的えん堤から上流の区域                                   | 7月1日から<br>12月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。                             |
|    |                             | 鏡川支流吉原川の小川口合流点上流標識から上流の区域                             | 7月1日から<br>10月15日まで<br>及び12月1日<br>から同月31日<br>まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。 |

」

を「

|    |                             |                                                                         |                                                                    |
|----|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| あゆ | 友釣り<br>ぎじ釣り<br>徒手採捕<br>すくい網 | 鏡川本流の鏡多目的えん堤から下流の区域。ただし、鏡川支流吉原川の小川口橋下流端から上流の区域及び同川支流的淵川のヶ淵標識から上流の区域を除く。 | 6月1日から<br>10月15日まで<br>及び12月1日<br>から同月31日<br>まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。 |
|    |                             | 鏡川本流の鏡多目的えん堤から上流の区域。ただし、同川の同川と                                          | 7月1日から<br>12月31日ま                                                  |

を「

に、「同川支流的淵川の小川口合流点標識から同川と同川支流梅ノ木川との合流点までの区域並びに同川の同川と鏡川支流吉原川支流的淵川との合流点から去坂橋」を「並びに同川支流的淵川の小川口合流点標識から同川支流的淵川のヶ淵標識」に改める。

第6条第1項中「とおりとし、当該遊漁を行う場所において指導員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に1日遊漁料にあつては1,000円を、1年遊漁料にあつては2,000円を加算して得た額とする」を「とおりとする」に改め、同項の表中

|  |                                             |                                                    |
|--|---------------------------------------------|----------------------------------------------------|
|  | 東川川との合流点から鏡川本流と高川川との合流点までの区域を除く。            | で。ただし、日没から日の出までの間を除く。                              |
|  | 鏡川本流の同川と東川川との合流点から鏡川本流と高川川との合流点までの区域        | 6月1日から12月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。                 |
|  | 鏡川支流吉原川の小川口橋下流端から上流の区域及び同川支流的淵川のヶ淵標識から上流の区域 | 7月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。 |

|    |                                      |        |        |
|----|--------------------------------------|--------|--------|
| あゆ | 友釣り<br>ぎじ釣り<br>えさ釣り<br>徒手採捕          | 2,000円 | 6,000円 |
|    | しゃくり漁<br>すくい網<br>金突（つんがけを含む。）<br>玉掛け | 設定なし   |        |

|    |                             |        |        |
|----|-----------------------------|--------|--------|
| あゆ | 友釣り<br>ぎじ釣り<br>えさ釣り<br>徒手採捕 | 2,000円 | 7,000円 |
|----|-----------------------------|--------|--------|

|  |                                                          |      |
|--|----------------------------------------------------------|------|
|  | しゃくり漁<br>すくい網<br>金突（つんがけを含む。）<br>玉掛け<br>と網<br>なげ網<br>大正網 | 設定なし |
|--|----------------------------------------------------------|------|

に改め、同条第2項の表中「70歳」を「75歳」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「第1項から第3項まで」を「前2項」に改め、「又は特別遊漁料」を削り、同項を同条第3項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「第1項から第3項まで」を「第1項及び第2項」に改め、「又は特別遊漁料」を削り、同項を同条第4項とし、同条第8項中「第1項から第3項まで及び前2項」を「第1項、第2項及び前項」に改め、「特別遊漁料」を削り、同項を同条第5項とする。

附則として次のように加える。

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行の日  
令和7年1月1日
- 5 四万十川漁業協同組合連合会 内共第516号 第五種共同漁業権遊漁規則
- (1) 漁業権者の名称及び住所  
四万十川漁業協同組合連合会 四万十市不破申田山1778番地2
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第516号
- (3) 遊漁規則の変更の内容  
第2条第2項の表中

|     |             |
|-----|-------------|
| あまご | すくい網<br>なげ網 |
|-----|-------------|

を削る。

第4条第1項の表を次のように改める。

| 漁具漁法 | 規模等                                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------------|
| さお漁  | あゆのさお漁のうちえさ釣りを禁止する。                                                   |
|      | あゆのさお漁のうち友釣りは、ルアーを使用しないこと。                                            |
|      | あゆのさお漁のうちころがし、しゃびき及びしゃくりに係る仕掛けの全長は、のべざおの全長に1メートルを加えた長さを超えないこと。        |
|      | あゆのさお漁に係るリールを装着したさおの使用は、落ちあゆ漁期の12月1日午前6時30分から翌年1月31日午後5時までの間、赤鉄橋上流端から |

|      |                                                      |
|------|------------------------------------------------------|
|      | 上流500メートルの区間であって、かつ、岸から20メートル以内の区域とすること。             |
| もじ   | 1人につき15個以内とすること。                                     |
| なげ網  | 刺し網又は袋網であって、浮子丈25メートル以内、網の高さ80センチメートル以内のものとすること。     |
| 大正網  | 袋網であって、浮子丈25メートル以内、網の高さ80センチメートル以内のもので、1人につき1統とすること。 |
| と網   | 網口の周囲が42メートル以内のものとすること。                              |
| すくい網 | 網口の周囲が4メートル以内のものとすること。                               |
| 石ぐろ  | 1人につき10個以内とすること。                                     |
| かご漁  | 1人につき5個以内とすること。                                      |

第4条第2項の表を次のように改める。

| ア 魚種 | イ 漁具漁法      | ウ 区域                     | エ 期間                                                                                                                                              |
|------|-------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あゆ   | 徒手採捕<br>さお漁 | 第五種共同漁業権内共第516号に係る漁場の全区域 | 5月15日午前5時から10月15日午後5時30分まで及び12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時まで。ただし、さお漁のうちころがし、しゃびき及びしゃくりによるものに限り、7月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで及び12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時ま |

|     |                                                               |                          |                                                                                                          |
|-----|---------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                                                               |                          | で（しゃびきに限り、十和・こかいの瀬、昭和・轟の瀬及び大正・瀬里轟の瀬の区域にあつては、6月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで及び12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時まで）とする。 |
|     | すくい網と網<br>なげ網<br>大正網                                          |                          | 7月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで及び12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時まで                                                  |
| うなぎ | さお漁（えさ釣りを含む。）<br>は具<br>ひご釣り<br>はえ縄<br>もじ<br>柴づけ<br>金突<br>すくい網 |                          | 4月1日から9月30日まで                                                                                            |
|     | 石ぐろ                                                           | 四万十川本流の新四万十川橋から下流の区域     | 5月15日から9月30日まで                                                                                           |
| こい  | 徒手採捕<br>さお漁（えさ釣りを含む。）<br>金突                                   | 第五種共同漁業権内共第516号に係る漁場の全区域 | 1月1日から12月31日まで                                                                                           |



|       |                           |                                                                                             |                    |
|-------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
|       | すくい網<br>と網<br>なげ網<br>大正網  |                                                                                             |                    |
| あまご   | 徒手採捕<br>さお漁（えさ釣りを<br>含む。） |                                                                                             | 3月1日から<br>9月30日まで  |
| もくずがに | えさ釣り<br>かご漁               | 第五種共同漁業権内共第516号に係<br>る区域のうち、四万十川本流の口屋<br>内大橋下流端の下流850メートルの<br>地点（旧西土佐村と旧中村市との境<br>界）から上流の区域 | 8月1日から<br>10月31日まで |
|       |                           | 第五種共同漁業権内共第516号に係<br>る区域のうち、四万十川本流の口屋<br>内大橋下流端の下流850メートルの<br>地点（旧西土佐村と旧中村市との境<br>界）から下流の区域 | 9月1日から<br>11月30日まで |
|       |                           | 第五種共同漁業権内共第516号に係<br>る区域のうち、四万十川の全支流の<br>区域                                                 | 8月1日から<br>11月30日まで |

第6条第1項の表中「（女性にあっては、1,000円）」及び「（女性にあっては、4,000円）」を削り、

「

|       |                            |  |  |
|-------|----------------------------|--|--|
| もくずがに | 徒手採捕<br>柴づけ<br>えさ釣り<br>かご漁 |  |  |
|-------|----------------------------|--|--|

」

を  
「

|       |             |  |  |
|-------|-------------|--|--|
| もくずがに | えさ釣り<br>かご漁 |  |  |
|-------|-------------|--|--|

」

に改め、同条第3項の表中

「

|     |             |  |  |
|-----|-------------|--|--|
| うなぎ | すくい網        |  |  |
| あまご | すくい網<br>なげ網 |  |  |

」

を  
「

|     |      |  |  |
|-----|------|--|--|
| うなぎ | すくい網 |  |  |
|-----|------|--|--|

」

に改め、同条第5項中「4月1日から翌年の3月31日まで」を「3月1日から翌年の2月末日まで」に改め、同条に次の1項を加える。

6 遊漁者は、もくずがにのかご漁を行おうとする場合は、第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料のほかに、かに籠1個につき500円の当該年度に発行する管理札代（5個のかに籠の管理札代をまとめて納付する場合にあっては、2,000円の当該年度に発行する管理札代）を別に連合会に納付しなければならない。

附則として次のように加える。

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

（4） 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年3月1日

高知県告示第745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年12月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十和吉野
- 3 道路の区域

| 区 間                                         | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>（メートル） | 延長<br>（メートル） |
|---------------------------------------------|--------|-----------------|--------------|
| 高岡郡四万十町地吉字石田川965番4から<br>高岡郡四万十町地吉字久原979番3まで | 前      | 2.8<br>}        | 101          |
|                                             | 後      | 3.3<br>}        | 101          |
|                                             |        | 11.3            |              |

高知県告示第746号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和6年12月27日

高知県知事 濱田 省司

| 地 名         | 地 番    | 幅 員<br>（メートル） | 延 長<br>（メートル） | 備 考 |
|-------------|--------|---------------|---------------|-----|
| 四万十市具同字西地國谷 | 8727番1 | 6.00          | 64.54         |     |
| 四万十市具同字北地國谷 | 8034番6 |               |               |     |

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年12月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 処分をした年月日  
令和6年12月16日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号  
株式会社土居工務店  
代表取締役 土居 敏夫  
高知市高須新町8番3号  
高知県知事許可（般・特－4）第1194号
- 3 処分の内容

建設業法第29条第1項第2号の規定による建設業の許可（土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業に関する特定建設業の許可）の取消し

- 4 処分の原因となった事実  
株式会社土居工務店の役員は、道路交通法（昭和35年法律第105号）違反により懲役10月の刑（3年間刑の執行猶予）に処せられ、令和6年5月31日に刑が確定していることが判明した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号の規定に該当する。

人 事 委 員 会 規 則

高知県人事委員会の会議に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第14号

高知県人事委員会の会議に関する規則の一部を改正する規則

高知県人事委員会の会議に関する規則（昭和26年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。  
（会議の特例）

第2条の2 会議は、委員の過半数の同意を得たときは、1人又は2人の委員が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法その他人事委員会が別に定める方法（以下この条において「映像等の送受信による通話の方法等」という。）によって出席することにより開くことができる。

- 2 委員全員が映像等の送受信による通話の方法等によって出席することにより第1条の定例の会議を開くことについて、委員

全員の同意を得たときは、同条の規定にかかわらず、当該映像等の送受信による通話の方法等により場所の定めのない会議を開くことができる。

- 3 委員全員が映像等の送受信による通話の方法等によって出席することにより前条の臨時の会議を開くことについて、委員全員の同意を得たときは、当該映像等の送受信による通話の方法等により当該臨時の会議を開くことができる。この場合における同条第2項の規定の適用については、同項中「日時及び場所」とあるのは、「日時」とする。
- 第5条第1項ただし書中「全委員」を「委員全員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

高知県人事委員会告示第4号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和7年1月1日から施行する。

令和6年12月27日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

別表第1の1級の知事部局の項中  
「水産業普及指導員（6等級）  
普及指導員（6等級）  
林業普及指導員（6等級）」  
を

「普及指導員（6等級）  
林業普及指導員（6等級）  
水産業普及指導員（6等級）」  
に改め、同表の2級の知事部局の項中  
「水産業普及指導員（5等級）  
普及指導員（5等級）  
専門普及指導員（5等級）  
林業普及指導員（5等級）」  
を

「普及指導員（5等級）  
林業普及指導員（5等級）  
水産業普及指導員（5等級）」  
に改め、同表の3級の知事部局の項中  
「水産業普及指導員（4等級）  
普及指導員（4等級）  
専門普及指導員（4等級）  
林業普及指導員（4等級）」  
を

「普及指導員（4等級）」

林業普及指導員（4等級）  
水産業普及指導員（4等級）」  
に改め、同表の4級の知事部局の項中「専門普及指導員（3等級）」を削る。